

▶特別児童扶養手当▶

◎重度障害のある方には次のような手当が

家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に役立つことを目的として、児童を養育する人に支給される手当です。

◎受給資格者

手当てを受けることができる人は、身体や精神に重度の障害のある児童（20歳未満）を養育している人です。

また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるときなどは、手当てが支給されません。

◎必要書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ② 世帯全員の住民票の写し
 - ③ 障害認定診断書（用紙は福祉課にあります）
 - ④ その他必要な書類
- ※印鑑を必ず持参してください。

◆特別児童扶養手当支給額◆

児童1人あたりの月額

| | |
|------------|---------|
| 1級（重度障害児） | 50,750円 |
| 2級（中程度障害児） | 33,800円 |

**現況届の提出を
忘れずに!!**

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと手当てを受けられなくなる可能性があります。

〈提出期間〉

児童扶養手当

8月1日(水)～8月31日(金)

特別児童扶養手当

8月10日(金)～9月11日(火)

◇特別障害者手当

身体や精神に重度の障害が重複しているために、日常生活の中で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の人（障害者本人）に手当てを支給します。

◇障害児福祉手当

身体や精神に重度の障害があるため、日常生活の中で、常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の児童（障害児本人）に手当てを支給します。

◇重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

療育手帳の障害程度が、
 ①、②の1、②の2、Aの1、Aの2で交付されている人で、20歳以上の在宅の人、または、居宅で6ヶ月以上ねたきり状態の20歳以上65歳未満の人、本人かその介護者に支給します。ただし特別障害者手当との併給はできません。

※手当てを受けるためには申請手続きが必要です。

◆問い合わせ

福祉課
☎ 1114

また、本人やご家族に一定額を超える所得がある場合は、手当てを受けることができません。

ひとり親家庭など医療費等助成・施設の減免

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童に対し、医療費などの助成や施設の減免を行っています。（児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者など）

◎医療費助成

医療費、調剤費、診療・調剤報酬証明手数料の一部（事前申請が必要で、一定の所得制限あり）

○持参品 印鑑、保険証、保護者の預金通帳（郵便局不可）

※児童扶養手当受給者と前年度申請者には、7月下旬に申請書を送付します。

◎施設の減免

対象施設の個人使用料（夜間の照明料は除く）の一部

○減免対象施設 光B&G海洋センター温水プール

光しおさい公園テニスコート

ふれあい坂田池公園テニスコート

ふれあい坂田池公園陸上競技場

○対象者 母子家庭の母とその児童など

父子家庭の父とその児童など

○減免額 通常料金の1/2

○持参品 印鑑、保険証

◆申請・問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎ 82-1114